係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。

(2)　離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。

(五)　その他の所得金額の計算

(1)　税効果相当額の授受

内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、損金の額及び益金の額に算入しない。（法人税法第二六条及び第三八条関係）

(2)　利益・損失の二重計上の防止

イ　通算法人が有する他の通算法人（通算親法人を除く。）の株式又は出資の評価損益及び他の通算法人（通算親法人を除く。）の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡損益を計上しない。（法人税法第二五条、第三三条及び第六一条の一一関係）

ロ　通算制度の開始又は通算制度への加入をする法人（親法人を除く。）で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれていないものの株式又は出資を通算制度の開始直前又は通算制度への加入時に有する内国法人は、その株式又は出資について、時価評価により評価損益を計上する。（法人税法第六四条の一一及び第六四条の一二関係）

(3)　通算法人又は他の通算法人が外国税額控除制度の適用を受ける場合には、当該通算法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。（法人税法第四一条関係）

(4)　欠損金の繰越控除制度

イ　時価評価除外法人以外の法人の通算制度の開始又は通算制度への加入前の欠損金をないものとすることとする。（法人税法第五七条関係）

ロ　時価評価除外法人（一定の法人を除く。）が支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生日の属する事業年度（以下「支配関係事業年度」という。）前の事業年度において生じた欠損金額及び支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額をないものとすることとする。（法人税法第五七条関係）

ハ　通算法人における更生法人等の判定は各通算法人について行うこととし、他の通算法人のいずれかが新設法人に該当しない場合には新設法人に該当しないこととする。（法人税法第五七条関係）

(5)　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、次の措置を講ずる。（法人税法第五九条関係）

イ　民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、通算法人の控除限度額は、その通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除前の所得の金額と各通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額とする。

ロ　民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、通算法人の控除限度額は、その通算法人の損益通算及び欠損金の繰越控除後の所得の金額とする。

ハ　損金算入の対象となる債務免除等の金額について、債務免除に係る債権を有する者等から除かれている法人を、適用年度終了の日が通算親法人の事業年度終了の日である通算法人に係る他の通算法人で同日にその事業年度が終了するものとする。

(6)　譲渡損益調整資産及びリース取引に係る延払損益

イ　通算制度の開始又は通算制度への加入前の譲渡損益調整資産の譲渡損益及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているものについては、連結納税制度と同様に、時価評価除外法人に該当する場合を除き、その繰り延べている損益の計上を行う。（法人税法第六一条の一一及び第六三条関係）

ロ　通算制度からの離脱前の譲渡損益調整資産の譲渡損益及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているものについては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。（法人税法第六一条の一一及び第六三条関係）

(イ)　右記(三)(3)イに該当する場合　その繰り延べている譲渡損益及び延払損益（少額であるもの等を除く。）の計上を行う。

(ロ)　右記(三)(3)ロに該当する場合　譲渡損益調整資産の譲渡損失で繰り延べているものの金額が一〇億円を超えるもので、かつ、譲渡損益調整資産の譲受法人において譲渡等の事由が生ずること等が見込まれている場合におけるその譲渡損失の計上を行う。

(六)　税額の計算

(1)　税率

税率は、各通算法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象となる所得の金額は、年八〇〇万円を各通算法人の所得の金額の比で配分した金額とする。（法人税法第六六条関係）

(2)　特定同族会社の特別税率について、所得基準の基礎となる所得の金額は各通算法人の損益通算前の所得の金額とし、留保金額の計算上受取配当等の益金不算入額のうち他の通算法人から受ける配当等に係る金額はないものとする等の調整を行う。（法人税法第六七条関係）

(3)　外国税額控除制度について、次の措置を講ずる。（法人税法第六九条関係）

イ　通算法人の事業年度の税額控除額が期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該事業年度の税額控除額とみなす。

ロ　過年度の税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を超える場合又は下回る場合には、その差額に相当する金額を進行年度の法人税の額から控除し、又は法人税の額に加算する。

ハ　通算法人又は他の通算法人が税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることにより法人税の負担を減少させる場合等の要件に該当するときは、右記イ及びロを適用しない。

(七)　申告、納付及び還付

(1)　通算法人の法人税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととする。（法人税法第七五条の四関係）

(2)　中間申告については、清算中の通算子法人を対象とすることとし、通算子法人にあっては、通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において通算完全支配関係がある場合に中間申告をしなければならないこととした上、通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある通算子法人は中間申告を要しないこととする。（法人税法第七一条関係）

(3)　仮決算による中間申告については、通算子法人の中間期間は当該事業年度開始の日から通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間とし、他の通算法人のいずれかが仮決算による中間申告を行わなかった場合には、中間申告をすべき法人であるかどうかに応じて、前期実績額による中間申告を行った、又は中間申告を行わなかったものとみなす。（法人税法第七二条関係）